

第2章 県の施策体系

環境保全に関する施策の基本として「環境基本法」があり、これに基づき、本県では「千葉県環境基本条例」（平成7年3月制定）を制定しました。本条例は環境基本法と整合をはかり、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を示したものです。

また、環境基本条例の基本理念を実現するための計画として、「千葉県環境基本計画」を制定し、この下に、個別分野別の計画等を定め、環境保全のための具体的な施策を推進しています。

